

農山漁村交流拡大プラットフォーム設置要綱改正に伴う新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>みやぎ</u>農山漁村交流拡大プラットフォーム設置要綱</p> <p>（名称）</p> <p>第1 本会は、<u>みやぎ</u>農山漁村交流拡大プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2 <u>本会は</u>、農泊や体験プログラムなどを提供したい農林漁業者や<u>農泊地域等</u>の団体と、県内外の企業、団体、個人等とを結ぶ<u>広域的な</u>ネットワークを構築し、<u>農泊の推進</u>や自立した交流ビジネスの展開による持続可能な農山漁村地域づくりを推進することを目的とする。</p> <p>（会員）</p> <p>第3 プラットフォームは、以下各号に定める者を会員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県、市町村</li> <li>(2) 都市農村交流活動に取り組む事業者、団体等</li> <li><u>(3) 農泊地域、農泊実施地域</u></li> <li><u>(4) 前条の設置目的に賛同する企業、団体、個人等</u></li> </ul> <p>2 入会を希望するものは、<u>事務局長</u>に別紙入会申込書を提出するものとする。</p> <p>3 会員は、<u>退会</u>する際には事務局に退会届等<u>を</u>通知するものとする。</p> <p>4 退会後の再入会は、<u>これを認める</u>。</p> <p>5 <u>事務局長</u>は、<u>プラットフォーム</u>の運営に重大な支障が生じると認められたときは、会員を除名することができる。</p> <p>（活動内容）</p> <p>第4 プラットフォームは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各会員間の情報共有<u>や意見交換</u></li> <li>(2) 各会員の要望に応じたマッチング支援</li> <li>(3) 農山漁村地域における地域人材育成</li> </ul>	<p>農山漁村交流拡大プラットフォーム設置要綱</p> <p>（名称）</p> <p>第1 本会は、農山漁村交流拡大プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2 農泊や体験プログラムなどを提供したい農林漁業者や団体と、県内外の企業、団体、個人等とを結ぶネットワークを構築し、自立した交流ビジネスの展開による持続可能な農山漁村地域づくりを推進することを目的とする。</p> <p>（会員）</p> <p>第3 プラットフォームは、以下各号に定める者を会員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県、市町村</li> <li>(2) 都市農村交流活動に取り組む事業者、団体等</li> <li><u>(3) 前条の設置目的に賛同する企業、団体、個人等</u></li> </ul> <p>2 入会を希望するものは別紙入会申込書を提出するものとする。</p> <p>3 会員は退会する際には事務局に退会届等通知するものとする。</p> <p>4 退会後の再入会はこれを認める。</p> <p>5 プラットフォームの運営に重大な支障が生じると認められたときは、会員を除名することがある。</p> <p>（活動内容）</p> <p>第4 プラットフォームは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各会員間の情報共有<u>を促進する場の設定</u></li> <li>(2) 各会員の要望に応じたマッチング支援</li> <li>(3) 農山漁村地域における地域人材育成</li> </ul>

(4) 農泊実施地域の選定

(5) その他、事務局長が必要と認めること。

(農泊実施地域選定委員会)

第5 県内で独自に農泊に取り組む団体を農泊実施地域として選定するため、農泊実施地域選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員長は、宮城県農政部農山漁村なりわい課長とする。

3 委員は、会員の中から委員長が任命する。

4 委員会は、委員長が招集し議長となる。

5 農泊実施地域の選定は、委員会で承認した農泊実施地域選定要領に基づき、事務局で選定する。

（事務局）

第6 プラットフォームの事務局は、宮城県農政部農山漁村なりわい課に置く。

2 事務局長は、宮城県農政部農山漁村なりわい課長の職にある者をもって充てる。

（個人情報取り扱い）

第7 委員会及び事務局は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

この要綱の施行に伴い、農山漁村交流拡大プラットフォーム運営委員会設置要綱は廃止する。

(4) その他、本要綱第5に定める農山漁村交流拡大プラットフォーム運営委員会

が必要と認めること。

（事務局）

第5 プラットフォームの事務の執行に当たっては、当面の間、宮城県農政部農山漁村なりわい課に事務局を置く。

2 今後の事務局体制は運営委員会において検討を行う。

（個人情報取り扱い）

第6 事務局は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、農山漁村なりわい課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。